

防衛装備庁仕様書

1 / 2

品 件 名	冷却水の分析作業	仕様書番号	LAT2-JA-73
		作成年月日	令和6年11月12日
		作成部課名	航空装備研究所 土浦支所試験室

1 総則

1.1 摘要範囲

この仕様書は、ロケットモータの燃焼試験で使用した冷却水の分析作業(以下、「本役務」という。)について規定する。

1.2 引用文書

この仕様書で引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書または、見積書提出時における最新版とする。

(1)「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令」(S48.2.17 総理府令第5号)

1.3 法令等

(1) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)

(2) 個人情報の保護に関する法律施行規則(平成28年個人情報保護委員会規則第3号)

2 役務場所

契約相手方工場等

3 役務に関する要求

3.1 概要

本役務は、冷却水について、1.2(1)項「別表第1」の1から24項に定める24項目の有害物質の含有量について分析及び、pH及び比重の測定をするものとする。なお、本作業は都道府県に計量証明事業所として登録し、環境計量士等の資格者を有しているものが実施するものとする。

3.2 役務内容

(1) 試料採取及び採取量

契約相手方は、防爆型ロケット燃焼試験室に隣接するポンプ室下貯水槽(縦約3m×横約5m×深さ約5m)より試料を採取するものとする。採取量は、分析に必要な最小量とする。

(2) 分析方法及び分析項目

分析方法及び分析法目は、1.2(1)項に準じて行うものとする。

(3) 分析報告書

3.2(2)項の結果について、分析報告書を作成するものとする。

4 検査

検査は3項について、分析報告書により行う。

5 その他の指示

5.1 提出書類

契約相手方は、表1に示す書類を官に提出するものとする。

なお、報告書の作成にあたり、1.3項(1)及び(2)に該当する事項がある場合、事前に官と調整のうえ作成するものとする。

表1 提出書類

番号	名称	数量	提出時期	備考
1	分析報告書	1部	検査実施前	

5.2 発生材の処置

本作業により生じた分析後の試料等の発生材は、官と調整の上、契約相手方の責任において適切に廃棄、処分するものとする。

5.3 安全管理

契約相手方は、本作業を実施するにあたり、十分な安全対策を講ずるものとする。

5.4 官側の支援

契約相手方は、本件を実施するにあたり官の保有する施設、設備、文書等を使用する必要が有る場合は、あらかじめ官と十分調整の上、官の規程を遵守し、無償で支援を受けることができるものとする。

5.5

その他

(1)実施にあたっては、契約相手方は官と十分に調整を行うものとする。

(2)この仕様書について疑義が生じた場合は、速やかに官と協議するものとする。